

# 令和7年度 第20回人事委員会議事録

**一 日 時** 令和7年12月18日（木） 午後3時00分から3時40分まで

**二 場 所** 人事委員会委員室（県庁第二庁舎7階）

## 三 出席者

1 人事委員	委 員 長	中 本 久美子						
	委 員	細 田 耕 治						
2 事務局職員	事 務 局 長	丸 山 真 治	次 長 兼 給 与 課 長	灘 尾 幸 三				
	任 用 課 長	湯 ノ 口 修	係 長	淺 田 瑞 生				
	係 長	河 崎 卓 哉	係 長	前 田 智 大				
	主 事	玉 谷 航 祐	主 事	蓮 佛 藍 子				

※事務局職員の委員室への入室は説明者など必要最小限の人数とし、必要に応じて執務室から呼び出す形で対応

3 傍聴者 1名

## 四 議 題

議案第1号 鳥取県職員採用試験（令和8年4月採用予定 障がい者対象（身体、精神）・高校卒業程度）の採用候補者の決定について

議案第2号 人事委員会規則等の改正及び定めの制定について（勧告関係）

議案第3号 人事委員会規則等の改正について（教育職員給与関係）

議案第4号 人事委員会規則等の改正について（特殊勤務手当関係）

## 五 議 事

地方公務員法第11条第2項の規定に基づき、会議を開かなければ公務の運営に著しい支障が生ずると認められるため、二人の委員により会議を開くこととした。

議事について公開又は非公開のどちらとするかについて審議を行い、議案第2号から第4号は公開、議案第1号は非公開とすることについて全員の合意を得た。

### ◇議案第1号

鳥取県職員採用試験（令和8年4月採用予定 障がい者対象（身体、精神）・高校卒業程度）の採用候補者の決定について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

### ◇議案第2号

人事委員会規則等の改正及び定めの制定（勧告関係）について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

### 【説 明】

下記のとおり規則等の一部を改正し、定めを制定する。

記

#### 1 改正する規則等及び制定する定めの名称

##### （1）規則等の一部改正

① 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（昭和41年鳥取県人事委員会規則第4号）

- ② 職員等の給与の支給に関する規則（昭和27年鳥取県人事委員会規則第3号）
- ③ 初任給調整手当の支給に関する規則（昭和37年鳥取県人事委員会規則第10号）
- ④ 宿日直手当に関する規則（昭和44年鳥取県人事委員会規則第2号）
- ⑤ 期末手当及び勤勉手当の運用について（昭和41年2月1日発鳥人委第12号）

## (2) 定めの制定

- 令和7年改正条例附則第2項等の「人事委員会が定める者」について

## 2 概 要

本委員会の「職員の給与に関する勧告」（以下「勧告」という。）に基づく、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和7年鳥取県条例第50号。以下「改正条例」という。）が令和7年12月議会において上程されたことを踏まえ、関係規則等について所要の改正及び定めの制定を行う。

### (1) 規則等の一部改正

- ① 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則

勧告による勤勉手当の支給月数の引上げを踏まえ、勤勉手当の成績率を改正する（別紙のとおり）。

<一般職員>年間1.85月分 → 1.925月分 (+0.075月分)

R 7年6月期：0.925月・同12月期：1.000月、R 8年度以降：0.9625月

- ② 職員等の給与の支給に関する規則

第1号会計年度任用職員の報酬の上限の算定基礎となる給料月額が改定されることに伴い、上限額を改正する。

<行政職給料表の適用を受ける第1号会計年度任用職員の報酬の上限（「特定の学識、経験等に基づく高度の専門性又は特殊性を要する職」以外）>

月額	日額	時間額	勤務一回当たりの額
206,700円 (197,900円)	12,160円 (11,640円)	1,590円 (1,520円)	27,030円 (25,840円)

※下段の( )書きは現行の上限額。

- ③ 初任給調整手当の支給に関する規則

医師等に対する初任給調整手当の上限額の引上げを踏まえ、手当額を改正する。（国準拠）

- ④ 宿日直手当に関する規則

宿日直手当の上限額の引上げを踏まえ、手当額を改正する。（国準拠）

- ⑤ 期末手当及び勤勉手当の運用について

勧告による勤勉手当の支給月数の引上げを踏まえ、勤勉手当の額の総額の上限を改正する。

### (2) 定めの制定

- 令和7年改正条例附則第2項等の「人事委員会が定める者」について

改正条例の施行日時点で給与条例に定める給料表の適用を受ける職員等ではない者のうち、改正条例による給与差額追給の対象となる者（任用の実情を考慮し職員に準ずる取扱いをすることが適當と認める者（※））を規定する。

※令和7年4月1日から改正条例施行日までの間に、国家公務員・他の地方公務員（人事交流によるもの）、企業局・病院局職員等となった者

## 3 施行（適用）日

(1) 施行日  
改正条例の施行日

(2) 適用日  
1 (1) ①及び⑤のうちR 7年12月に支給する勤勉手当に関する事項=R 7年12月1日  
1 (1) ①及び⑤のうちR 8年度以降に支給する勤勉手当に関する事項=R 8年4月1日  
1 (1) ②～④=R 7年4月1日  
(2) =改正条例の施行日

### ◇議案第3号

人事委員会規則等の改正（教育職員給与関係）について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

#### 【説明】

下記のとおり規則の一部を改正する。

記

#### 1 改正する規則等の名称

- (1) 義務教育等教員特別手当に関する規則（昭和50年鳥取県人事委員会規則第19号）
- (2) 職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（昭和31年鳥取県人事委員会規則第5号）
- (3) 特殊勤務手当の運用について（平成4年3月27日付発鳥人委第158号鳥取県人事委員会委員長通知）

#### 2 概要

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例等の一部改正（令和8年1月1日施行）に伴い、規則の規定整備を行う。

##### (1) 条例の概要 ※規則改正関係部分

###### ① 職員の給与に関する条例の一部改正

- ・義務教育等教員特別手当について人事委員会規則で定める校務類型に応じて支給することとともに、当該手当の支給の上限額を8,600円（現行8,000円）とする。（※1）

※1 人事委員会規則により、一律に支給される義務教育等特別手当を1/3縮減とし、学級を担任する業務を行う者に担任手当を加算して支給する。

###### ② 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正

- ・多学年学級担当手当を廃止する。（※2）
- ・教員特殊業務手当において、学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務のうち児童等に対する緊急の補導業務に対して支給する手当を廃止するとともに、児童等の負傷、疾病等に伴う救急の業務に対する手当の金額を8,000円（現行7,500円）に引き上げる。

※2 担任手当が支給されることを踏まえ多学年学級担当手当を廃止。

##### (2) 規則等の概要

###### ① 義務教育等教員特別手当に関する規則

- ・手当の支給に関する校務類型を定める（学級を担任する業務、学級を担任する業務以外の校務）。
- ・学級担任に対して支給する手当の加算額を定める（月額3,000円）。
- ・別表に定める手当の月額を改める（現行の手当額の3分の2程度）。
- ・その他所要の規定の整備を行う。

###### ② 職員の特殊勤務手当の支給に関する規則

- ・職員の特殊勤務手当に関する条例の改正に伴い、引用号を改める。
- ③ 特殊勤務手当の運用について
- ・非常災害時等の緊急業務(※3)に従事した場合は、終日に及ぶ程度（日中7時間45分程度）業務に従事することを手当支給の要件としていたが、業務の特殊性・困難性を考慮し、日中4時間程度に要件緩和する（国準拠）。
- ※3 非常災害時における児童等の保護又は緊急の防災時における救援業務、児童等の負傷、疾病等に伴う緊急業務

### 3 施行（適用）日

令和8年1月1日

#### 【質疑等】

委 員：教員の働き方改革等に関しては、国において制度見直しの議論がされてきており、自然災害の頻発化等も含めて、社会の変化に合わせて制度を変えていくことは必要なことである。国に準拠して見直すことと同時に、鳥取県独自の課題等にアンテナを張っておくことも意識しておかないといけないと改めて感じた。

#### ◇議案第4号

人事委員会規則等の改正（特殊勤務手当関係）について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

#### 【説 明】

下記のとおり規則等の一部を改正する。

記

### 1 改正する規則等の名称

- (1) 職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（昭和31年鳥取県人事委員会規則第5号）
- (2) 警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（昭和29年鳥取県人事委員会規則第16号）
- (3) 警察職員の特殊勤務手当の運用について（平成4年3月27日付発鳥人委第159号）

### 2 概 要

職員の特殊勤務手当に関する条例及び警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例が令和7年12月議会において上程され、職員又は警察職員が従事する銃器を用いた熊の捕獲又は殺傷に係る作業等の業務に従事したときに支給する特殊勤務手当が新たに設けられる予定であることを踏まえ、関係規則等について所要の改正を行う。

#### （1）条例の概要

- ① 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正
  - ア 職員が市町村の求めに応じて銃器を用いて熊を捕獲し、又は殺傷する作業に従事した場合に支給する熊銃猟手当を新設し、当該手当の額は作業に従事した日1日につき24,000円とする。
  - イ 熊銃猟手当の支給を受けるときは、種雄牛馬等取扱手当（鳥獣の捕獲、搬送等の業務に係るものに限る。）は支給しないものとする。
- ② 警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正
  - ア 警察職員が次に掲げる業務に従事した場合に支給する熊対応手当を新設し、当該手当の額は作業に従事した日1日につき5,200円とする。
    - (ア) 熊による人の生命、身体又は財産に対する危害を防止するため、ライフル銃を用いて、

これを捕獲し、又は殺傷する任務に係る作業  
(イ) 緊急銃猟（熊に係るものに限る。）に係る作業  
(ウ) 警察官職務執行法第4条第1項の規定により関係者に対して命じた銃器を用いて熊を捕獲又は殺傷する措置に係る作業  
イ その他所要の規定の整備を行う。

## （2）規則等の概要

### ① 職員の特殊勤務手当の支給に関する規則

・熊銃猟手当は、業務の危険性等を踏まえて、従事した時間が4時間に満たない場合でも手当の額の割落としを行わないことから、海上危険業務手当及び特殊現場作業手当についても、警報等発令時に行われる業務については、従事した時間が4時間に満たない場合の手当の額の割落とし（100分の60）の対象から除外する。

### ② 警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則

・条例改正に伴い、規則で引用する条を改める。

### ③ 警察職員の特殊勤務手当の運用について

・条例改正に伴い、通知で引用する条を改める。

## 3 施行（適用）日

改正条例の施行日

### 【質疑等】

委 員：海上危険業務手当及び特殊現場作業手当については、今回の熊銃猟手当の新設に併せて見直すということか。

事務局：そうである。従事した時間が4時間に満たない場合に割落としとすることになっていたものを割落としの対象から除外するものである。

委 員：前回の人事委員会（12月16日）の議事（条例改正に対する本委員会の意見について）でも議論したように、本委員会としては、熊銃猟手当の24,000円の手当額は金額が妥当であるか、熊対策チームをどのように立ち上げて稼働させていくか、県職員の猟銃免許所有者が業務として熊銃猟に対応することの本人了承の必要性等については、継続した整理・検討が必要であると捉えているところである。

熊被害は人命に関わることであり、県民を守るために体制を早急に整備する必要があるため、特殊勤務手当等の制度設計の検討がされてきた。早急な制度構築の必要から短期間での制度化がなされているが、条例改正に対する意見として議会に回答したとおり、手当額や業務を実施する体制の在り方について継続して整理、検討していただくことを前提に、まずは制度を運用し始め、実態と合った制度であるかを常にチェックしていただくことが必要であると考えている。

委 員：手当額の妥当性等については議会においても本委員会の意見を認識されていると思う。これから、国や他都道府県も動きが出てくると思うので、その状況も見ながら常に見直しを検討していくということでよいと思う。

## 六 次回人事委員会の開催

令和8年1月13日（火）午前10時00分から開催することとした。